

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第三十六号

鳥取県人事委員会設置條例を次のように定める。

昭和二十六年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

(設置)

第一條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第七條第一項の規定に基き、鳥取県人事委員会を設置する。

(委員)

第二條 鳥取県人事委員会の委員は、非常勤とする。但し一人を常勤とすることができる。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第三十七号

昭和二十二年六月鳥取県條例第十九号知事、副知事等給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

知事、副知事等給与條例中改正條例

第一條中「学識経験を有する者の中から選任された監査委員、」の次に「人事委員会の委員、」を加え、「俸給」を「給料又は報酬」に改める。

第二條中「出納長及び監査委員(学識経験を有する者の中から選任された委員)」を「出納長 監査委員(学識

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年六月十二日 火曜日
第二千二百十七号

經驗を有する者の中から選任された委員)及び人事委員会の委員に「給料」を「給料又は報酬」に改め、「監査委員同二、〇〇〇円以内」の次に「常勤の人事委員会の委員同二五、〇〇〇円以内」及び「非常勤の人事委員会の委員同七、五〇〇円」を加える。

第四條中「給料」を「給料又は報酬」に改める。

第五條第一号及び第二号中「監査委員」の次に「人事委員会の委員」を加える。

附 則
この條例は、公布の日から施行する。

規 則

◇鳥取縣規則第三十七号

昭和二十五年八月鳥取縣規則第五十六号鳥取縣農産物検査條例施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月十二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農産物検査條例施行規則中改正規則第十條第一項を次のように改める。

第十條検査を行ったときは條例第三條に基き検査單位ごとに合格又は不合格を判定等級を決定し前條の証票に様式第四号の等級証印を押捺しなければならない。

なお、この場合わら工品については現物に検査済証印を押捺するものとする。

様式第四号(2)等級証印の次に次の項を加える。

(3)検査済証印 肉色、黒

檢 徑八種

附 則
この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第三十八号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他の手数料徴收規定の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

榮養士免許その他の手数料徴收規程中改正規程第一條第三十五号から第四十一号までを次のように改める。

三十五から四十一まで 削除

同條第七十七号の次に次の一号を加える。

七十八、集乳業許可手数料 八百円

附 則
この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百五十八号

昭和二十六年五月農林省告示第百六十五号「農地調整施設補助金交付規程」に基き農地調整施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農地調整施設補助金交付規程

第一條 昭和二十六年五月農林省告示第百六十五号農地調整施設補助金交付規程に基き市町村農地委員会が行う農地調整関係施設に要する市町村の経費に対し補助金を交付するときはこの規程による。

第二條 前條に規定する経費の範囲は市町村農地委員会の運営に要する市町村の経費とする。

第三條 この規定による補助金の交付を受けようとする市町村は申請書に次に掲げる書類を添え正副二通を所轄地方事務所をへて知事に提出しなければならない。

- (一) 事業計画書(第一号様式)
- (二) 收支予算書(第二号様式)
- (三) その他必要と認める書類

第四條 市町村が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければならない。

知事は前項の規定による届出があつた場合において必

要と認めるときは同項の届出事項について変更を指示
することができる。

第五條 第二條の補助金の交付を受けた市町村は翌年の
五月末日までに事業成績書(様式第一号)及び收支決
算書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。
第六條 補助金の交付を受けた市町村が次の各号に該当
するときは知事は補助金の全部若しくは一部の還付を
命ずることができる。

- 一、補助金交付の條件に違反したとき。
- 二、支出額が予算額に比し著しく減少したとき。

附 則

この規定は昭和二十六年年度補助金より適用する。

第一号様式

事業計画書(又は事業成績書)

区 分	摘 要
市町村農地委員 会施設	事業の概要 委員 会 数 委員 会 委員 数 人 書 記 数 人

第二号様式

收支予算書(又は收支決算書)

収入の部

区 分	予 算 額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は決算額)	比較 増△減	摘 要
計				

支出の部

区 分	予 算 額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は決算額)	比較 増△減	摘 要
農地委員会費				
諸手当				
旅費				
物品費				
役務費				
何 計				

調査件数 件 調査面積
委員会開催回数 回 延 日

鳥取縣告示第二百五十九号

農業災害補償法第八十七條並びに第三百二十二條の規定に
基き蚕繭に対する賦課金率を次のように改訂し昭和二十
六年産春蚕からこれを適用する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、蚕繭賦課金率

県農業共済組合連合会

一六%とあるを一〇%に改める。

町村農業共済組合

二二%とあるを一五%に改める。